

通信販売 トラブル

「通信販売」とは？

広告やチラシ、ダイレクトメールなどのほかに、テレビショッピングやインターネットを利用して購入の申込をする販売方法です。申し込み方法としては、電話や郵便、ファックス、電子メール、代金を送金して申し込むものがあります。

通信販売は クーリング・オフできません

トラブル事例

通信販売は、商品の実物を見て申し込むわけではないため「イメージと違う」「サイズが合わない」などのトラブルが見受けられます。



また、「代金を払ったのに商品が届かない」「販売業者と連絡が取れない」「注文したものと違うものが届いたのに交換してくれない」などのトラブルもあります。

便利で手軽な通販だけど、
自己責任が大きいよ！
危険もいっぱい！



アドバイス

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。ただし、返品の可否や条件（返品特約）が記載されていない場合に限り、受け取った日から8日以内であれば送料消費者負担で返品ができます。
商品は慎重に選ぶようにしましょう。

トラブル防止のために

購入時には、返品ができるかどうか、できる場合は期間などの条件をしっかり確認しましょう。特に、インターネット通販の場合、販売業者の連絡先を確認しましょう。

- ・できれば前払いは避けましょう。
- ・広告や注文の控えは商品が届くまで保管しましょう。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ